

令和4年第1回選挙管理委員会臨時会会議録

開催日時	令和4年6月7日(火)		
	午前10時00分から 午前11時10分まで		
出席者	委員	小井委員長、本橋職務代理、梅田委員、與川委員	
	事務局	江川局長、油川次長、増田担当係長	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	第1回臨時会を開会いたします。		
	議案第21号 ポスター掲示場設置の告示について事務局より説明をお願いします。		
局長	(別紙のとおり、選挙人名簿の定時登録について説明)		
與川	今回も529箇所ですか		
局長	今回は、528箇所となっています。		
委員長	以前のポスター掲示板は、上部の角材が切られていたのですが、最近の掲示板は、角材が出っ張っていますが整えないのでしょうか		
局長	角材ですが、一度切ってしまうと再利用がしにくくなるため、近年は切りそろえておりません。		
委員長	他にご質問はありませんか。無いようでしたら本件は決定とします。		
	続きまして、議案第22号 杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙における違反文書図画の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。		
局長	(別紙のとおり、杉並区長選挙及び杉並区議会議員補欠選挙における違反文書図画の取扱いについて説明)		
本橋委員	投票日当日は、投票所に従事する職員がポスターを剥がすのですか。		
局長	はい。		
委員長	参議院議員選挙のポスターはどうなるのですか。		
局長	一緒に写っている方が、区長や区議会議員補欠選挙の候補者になっていなければ、貼っておくことはできますが、12日の告示日以降は、新たな掲出はできません。		
委員長	他にご質問はありませんか。無いようでしたら本件は決定とします。		
	続きまして、報告事項臨1-1 立候補届出受付事務の概要について、事務局より報告をお願いします。		

法規担当係長	(別紙のとおり、立候補届出受付事務の概要について報告)
委員長	ご質問はありませんか。無いようでしたら本件は了承とします。
	その他報告事項はありますか。
局長	前回の委員会で報告いたしました、令和3年2月7日執行西東京市長選挙に係る選挙無効裁決取消等請求上告事件に対する最高裁判所の決定に関しまして、総務省と東京都の協議結果について、連絡がありましたので報告いたします。結論から申し上げますと、従来通り、確認団体のビラについては、ビラの届出がありましたら法定事項の記載の有無を確認するのみで、内容についての審査等は不要ということです。ただし、最高裁の判例を伝えます。
本橋委員	では、内容に氏名類推事項が記載されていたとしても注意などはおこなわなくてよいということですか。
局長	今までの判断を変えませんが、注意喚起はします。公職選挙法では以前より氏名類推事項の記載は認められておらず、確認団体が撒けるビラの種類は2種類までと制限があるため、予め2種類を選挙管理委員会に届け出るものです。東京都も口頭で注意喚起は行うものの、届出のあったビラの内容をみて、受理、不受理の判断はしないそうです。
本橋委員	では、区はどうするのですか
局長	都の例にならい、今まで通りの対応に、氏名類推事項についての注意喚起を行っていきます。
本橋委員	どのように伝えていくのでしょうか。紙などを作成するのですか。
局長	都と同じで口頭で伝えてまいります。
委員長	他にご質問はありませんか。他に事務局からありますか。
局長	はい。あと2点あります。1点目は、参議院議員選挙の都選出のポスター掲示板についてです。東京都より資料配布状況から、板面の増設が必要になる可能性がある旨の連絡が来ています。続報がありましたら、報告をいたします。2点目はお配りした計画書が区長選挙時の街頭宣伝カーの運行予定です。
本橋委員	宣伝カーの運行時間はどうなっていますか。
局長	運行は9時から17時です。
委員長	なにかご質問などありますか。では、今後の日程の確認をお願いします。
局長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。

